

さいたま保健医療圏

		【圏域の基本指標】	【県値】
		①人口総数 1,324,025 人	
②人口増減率 (H27～R2) 4.8%		[1.1%]	
③年齢3区分別人口			
0～14歳 168,805 人 (13.0%) [12.0%]			
15～64歳 821,211 人 (63.4%) [60.8%]			
65歳～ 304,992 人 (23.6%) [27.1%]			
④出生数 (人) 9,720			
⑤出生率 (人口千対) 7.3 [6.4]			
⑥死亡数 (人) 11,987			
⑦死亡率 (人口千対) 9.0 [10.5]			
保健所	さいたま市保健所		
圏域 (市町村)	さいたま市		

※基本指標について：①～③ 令和2年国勢調査（令和2年10月1日時点）参照
④～⑦ 令和3年人口動態総覧（令和3年12月31日時点）参照

取組名 感染症対策

【現状と課題】

世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、来るべき新興感染症の発生に備えるため、医療提供体制のみならず、保健所、健康科学研究センター及び市全体の体制を整備する必要があります。

令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正され、保健所設置市における予防計画策定が規定されるとともに、地域保健法の改正を受け、健康危機対処計画の策定が必要とされました。

感染症対策においては、発生の予防及びまん延防止が重要となります。平時からの情報収集や普及・啓発等により感染症発生の予防に努めるとともに、感染症発生時において、個人個人が予防するための適切な情報や、必要な支援が行き届くよう、関係機関との連携体制の構築が必要となります。

そして、緊急時において、新興感染症の特性や感染状況を把握し、本市の感染症対策の中核となる保健所や、健康科学研究センター等の運営が適切に図られるよう、体制の確保及び人材の育成に努める必要があります。

■市の関連計画：さいたま市感染症予防計画

さいたま市健康危機対処計画

【施策の方向（目標）】

平時から感染症発生の予防及びまん延防止に努める事前対応型の体制を構築するため、感染症予防計画や健康危機対処計画に基づき、市全体の体制整備や人材の確保・育成に努めます。

また、感染症に関する啓発や予防を効果的に取り組むとともに、有事の際ににおいても、感染状況に応じ迅速かつ的確に対応できる体制整備を図るため、関係機関との情報共有や連携体制構築に努めます。

【主な取組及び内容】

■市民に対する感染症予防の普及・啓発の実施

平時より一人ひとりが自ら予防に努め、健康を守るため、関係機関との連携体制を構築し、感染症に関わる正しい知識の普及や予防啓発を行います。

〈実施主体：市〉

■保健所を中心とした体制整備・人材育成

必要備品の整備や感染症対策に関する研修等を通じ、有事の際に公衆衛生の専門機関としての対応に注力できるような保健所の体制整備を推進するとともに、市全体の人材の確保・育成に努め、危機管理体制の整備等を推進します。

〈実施主体：市〉

■健康科学研究センターの体制整備・人材育成

感染症発生初期において、健康科学研究センターでの検査が想定されるため、資機材等の整備を進めるとともに、平時より人材の確保及び専門性の高い検査を着実に実行できる体制の整備等を推進します。

〈実施主体：市〉

さいたま保健医療圏

		【圏域の基本指標】	[県値]
		①人口総数	1,324,025 人
		②人口増減率 (H27～R2)	4.8% [1.1%]
		③年齢3区分別人口	
		0～14歳 168,805人 (13.0%)	[12.0%]
		15～64歳 821,211人 (63.4%)	[60.8%]
		65歳～ 304,992人 (23.6%)	[27.1%]
		④出生数 (人)	9,720
		⑤出生率 (人口千対)	7.3 [6.4]
		⑥死亡数 (人)	11,987
		⑦死亡率 (人口千対)	9.0 [10.5]
保健所	さいたま市保健所		
圏域 (市町村)	さいたま市		

※基本指標について：①～③ 令和2年国勢調査（令和2年10月1日時点）参照
④～⑦ 令和3年人口動態総覧（令和3年12月31日時点）参照

取組名 健康づくり対策

【現状と課題】

高齢化が進展する中、誰もが住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち自立した生活を送ることができるよう、健康寿命の延伸と生活の質の向上はますます重要になっています。

本圏域の人口構成割合をみると、70歳中盤のいわゆる団塊世代と、40代後半から50歳代前半の団塊ジュニアと呼ばれる世代が多くなっているのが特徴です。高齢化率は、2020年（令和2年に）は23.6%と全国に比較し低い状況ですが、2030年（令和12年に）は25.1%に達すると見込まれています。さらに、65歳以上の高齢者のうち75歳以上の後期高齢者の占める割合についても2020年（令和2年）の12.3%から2030年（令和12年）には14.9%へ増加していくことが見込まれます。

本圏域の主な死因としては、がん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病が全体の約5割を占めており、今後も生活習慣病の予防や介護予防が重要な課題となります。

このような現状を踏まえると、若い世代から高齢者に至るまで、自らの健康に关心を持ち、自ら健康づくりに取り組むための環境を整備するとともに、社

会全体で持続的に取り組むための支援が必要です。

■市の関連計画：さいたま市健康づくり計画

第4期さいたま市国民健康保険特定健康診査等実施計画

【施策の方向（目標）】

若い世代から高齢者に至るまで、一人ひとりが自らの健康に関心を高め、生活習慣病の予防や介護予防等の、ライフステージに応じた取組を推進します。

また、生涯とぎれない健康づくりを支えるには、個人のライフスタイルに取り入れやすい健康づくりの情報発信や地域コミュニティとの連携等、社会全体で持続的な取組へつなげる環境づくりも必要となります。

【主な取組及び内容】

■生活習慣病を予防する健康づくり対策

健康診査の受診勧奨を行うとともに、受診しやすい環境づくりに努めます。また、喫煙、飲酒の健康への影響や、望ましい食習慣等について普及啓発に努めます。

（実施主体：市、医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関等）

■子どもの健康づくり対策

乳幼児健康診査や生活習慣病予防学校検診を実施するとともに、喫煙防止、薬物乱用防止、生活習慣病予防等の指導を行います。また、子育て世代に対して望ましい食習慣の普及啓発を行うとともに、いざという時のための医療機関の情報発信の充実を図ります。

（実施主体：市、教育委員会、医師会、薬剤師会等）

■積極的な身体活動と運動習慣の形成

市民が主体的に取組む健康づくりや地域で取組む健康づくりを総合的に支援する体制を構築するとともに、高齢者の健康づくり活動を支援する介護予防事業を推進します。

（実施主体：市、薬剤師会）

さいたま保健医療圏

		【圏域の基本指標】	[県値]
①人口総数	1,324,025 人		
②人口増減率 (H27～R2)	4.8%	[1.1%]	
③年齢3区分別人口			
0～14歳	168,805 人 (13.0%)	[12.0%]	
15～64歳	821,211 人 (63.4%)	[60.8%]	
65歳～	304,992 人 (23.6%)	[27.1%]	
④出生数 (人)	9,720		
⑤出生率 (人口千対)	7.3	[6.4]	
⑥死亡数 (人)	11,987		
⑦死亡率 (人口千対)	9.0	[10.5]	
保健所	さいたま市保健所		
圏域 (市町村)	さいたま市		

※基本指標について：①～③ 令和2年国勢調査（令和2年10月1日時点）参照
④～⑦ 令和3年人口動態総覧（令和3年12月31日時点）参照

取組名 歯科保健対策

【現状と課題】

歯・口腔の健康は全身の健康と密接な関係があるといわれており、生活の質の向上を図るために重要な要素です。高齢社会においては、生活の質を向上するうえで、自分の歯を多く保持することに加えて、「食べる機能」や「話す機能」としての歯科口腔機能の維持・向上は重要な役割を果たします。これまでの取組により、歯科健診受診率や児童・生徒のむし歯予防において、改善がみられていましたが、国の動向も踏まえ、引き続き、むし歯予防等を妊娠期や乳幼児期から取り組んでいくことが必要となります。一方で、成人における歯周病を有する割合は増加傾向にあります。20歳以降は歯周病の急増する時期であり、特に40歳以降の抜歯原因の40～50%が歯周病です。このことから、若いうちからの歯周病対策が重要となります。

また、歯と口腔の健康は、生活の質に深く関わっていることから、ライフステージに応じた歯科健康診査（歯科検診）、歯科保健指導の充実を図ることが必要です。また、セルフケアとプロフェッショナルケアの必要性について、幅広い普及啓発を行う必要があります。早い時期から、かかりつけ歯科医を持ち、歯科疾患の予防に取り組むことが求められています。

また、障害者（児）や要介護高齢者の口腔内の状態は一般的に健常者に比べ未処置が多く認められることから、障害者（児）や要介護高齢者の歯科保健医療対策を強化する必要があります。

■市の関連計画：第2次さいたま市歯科口腔保健推進計画

【施策の方向（目標）】

ライフステージに応じた歯科疾患の予防、生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上に向けた取組を推進します。

また、定期的に歯科健康診査（歯科検診）または歯科医療を受けることが困難な方に対する歯科口腔保健を推進するとともに、そのために必要な環境の整備に努めます。

【主な取組及び内容】

■ライフステージに応じた歯科疾患予防の推進

ライフステージに応じた歯科健康診査（歯科検診）、歯科保健指導の充実や、セルフケアとプロフェッショナルケアの必要性について普及啓発を図ります。

また、歯周病と歯の喪失の予防、健全な口腔状態の維持、歯科健康診査（歯科検診）の必要性や正しい口腔機能維持、正しいブラッシングなどの習慣づけを推進します。

さらに、かかりつけ歯科医を推進し、歯の喪失の防止等の普及啓発を図ります。

（実施主体：市、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等）

■定期的に歯科健康診査（歯科検診）・歯科医療を受けることが困難な方に対する歯科口腔保健の充実

障害者（児）や在宅要介護高齢者へ歯科治療が可能な医療機関情報を提供するとともに、訪問歯科健康診査・歯科保健指導を行います。社会福祉施設や居宅サービス事業者等の職員対象に研修会を実施し、歯科口腔保健に関して普及啓発を行います。

さらに、（仮称）さいたま市口腔保健センターの設置・運営により、歯科口腔保健の充実を図ります。

（実施主体：市、教育委員会、歯科医師会、薬剤師会等）

■生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上の推進

乳幼児期から発達段階に応じて、楽しくおいしく食べられるよう支援します。望ましい食習慣について、特に若い世代や子育て世代に対し積極的に普及啓発を進めます。

むし歯や歯周病を予防する正しい生活習慣を身につけられるよう、普及啓発、情報提供を行います。

〈実施主体：市〉

さいたま保健医療圏

		【圏域の基本指標】	[県値]
		①人口総数	1,324,025 人
		②人口増減率 (H27～R2)	4.8% [1.1%]
		③年齢3区分別人口	
		0～14歳 168,805人 (13.0%)	[12.0%]
		15～64歳 821,211人 (63.4%)	[60.8%]
		65歳～ 304,992人 (23.6%)	[27.1%]
		④出生数 (人)	9,720
		⑤出生率 (人口千対)	7.3 [6.4]
		⑥死亡数 (人)	11,987
		⑦死亡率 (人口千対)	9.0 [10.5]
保健所	さいたま市保健所		
圏域 (市町村)	さいたま市		

※基本指標について：①～③ 令和2年国勢調査（令和2年10月1日時点）参照
④～⑦ 令和3年人口動態総覧（令和3年12月31日時点）参照

取組名 在宅医療の推進

【現状と課題】

本圏域の高齢化率は、2020年（令和2年に）は23.6%と全国に比較し低い状況ですが、2025年（令和7年）には、23.9%、2030年（令和12年に）は25.1%に達すると予想されます。

高齢化が進展する中では、高齢者施設等での看取りが増加する一方で、疾病や障害を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしい生活を送りたいと考える方が増加しており、在宅医療のニーズは高まっています。

在宅医療は、最期まで住み慣れた自宅等で自分らしい生活を続けられるよう、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療であり、地域包括ケアシステムに不可欠な要素です。

悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病（慢性疾患）が死因の上位を占めるという疾病構造の変化や高齢化の進展に伴い、要介護認定者や認知症患者は増加しています。

こうした中、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者も増加することが見込まれることから、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する連携体制の強化が重要となります。このため、地域における病院、診療所、薬局、訪問

看護ステーション及び居宅介護サービス事業所などの多職種間の相互理解や情報共有に向けた機会創出が必要です。

■市の関連計画：第2次さいたま市歯科口腔保健推進計画
さいたまいきいき長寿応援プラン2026

【施策の方向（目標）】

医療に加え、介護及び福祉サービス等多様な支援を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支援を行います。医療と介護の円滑な情報連携を目的とした入退院支援ルールの効果的な活用を図るとともに、地域における医療、介護及び福祉の関係機関が連携して切れ目のない在宅医療・介護を提供できるよう多職種連携体制を強化する必要があります。

さらに、医師会と緊密に連携し、在宅医療・介護関係者に関する支援を実施することにより、在宅医療連携拠点を中心とした医療と介護関係者の連携を支援します。

【主な取組及び内容】

■地域において在宅療養を支援する多職種連携体制の構築

可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で患者の医療、介護及び福祉等のニーズに合った、在宅医療と支援サービスの一体的な提供体制の強化に向け、多職種連携体制の構築を行います。

〈実施主体：市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、
介護保険事業者等〉

■医療、介護及び福祉の連携強化

在宅医療・介護関係者に関する相談支援として、在宅医療連携拠点を中心に、医療と介護関係者の更なる連携を支援する相談窓口の設置、運営を行います。

また、在宅医療に求められる多様なニーズに対応するため、医療、介護及び福祉の必要な関係機関との連携体制を強化する必要があります。

〈実施主体：市、医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、
介護保険事業者、地域包括支援センター等〉

さいたま保健医療圏

		【圏域の基本指標】	【県値】
		①人口総数 1,324,025 人	
②人口増減率 (H27～R2) 4.8% [1.1%]		③年齢3区分別人口	
④出生数 (人) 9,720		0～14歳 168,805 人 (13.0%) [12.0%]	
⑤出生率 (人口千対) 7.3 [6.4]		15～64歳 821,211 人 (63.4%) [60.8%]	
⑥死亡数 (人) 11,987		65歳～ 304,992 人 (23.6%) [27.1%]	
⑦死亡率 (人口千対) 9.0 [10.5]			
保健所	さいたま市保健所		
圏域 (市町村)	さいたま市		

※基本指標について：①～③ 令和2年国勢調査（令和2年10月1日時点）参照
④～⑦ 令和3年人口動態総覧（令和3年12月31日時点）参照

取組名 がん医療

【現状と課題】

がん（悪性新生物）は、本圏域においても死亡原因の第1位であり、今後も高齢者人口の増加に伴い、がんの罹患者数は増加することが予想されています。また、がんは小児やAYA世代等の主要死因の1つであることから、若い世代に向けてがんの正しい知識を普及する必要があります。

がんの死亡者数は横ばいであり、さらに減少させるためには、がん検診の受診率を向上し、早期発見・早期治療につなげることが重要です。また、検診従事者のスキルアップを促し、各ガイドラインに基づく方法でがん検診を実施する等、精度管理の充実を図ることで質の高いがん検診を実施する必要があります。

医療体制としては、がん医療の専門的な医療体制を確保するとともに、がん患者が住み慣れた自宅や地域での療養を選択できる環境整備が重要です。がん診療連携拠点病院であるさいたま市立病院、さいたま赤十字病院や自治医科大学附属さいたま医療センターを中心とした医療連携体制を構築し、必要な医療を地域全体で切れ目なく提供する必要があります。

さらに、がん患者とその家族の希望を尊重し、可能な限り質の高い療養生活を送るための支援の充実が必要です。患者の状態に応じた全人的な緩和ケアを、

がんと診断された時から治療や在宅医療など様々な場面で切れ目なく提供するとともに、がん患者のライフステージに合わせた支援等の充実を図ることが必要です。

■市の関連計画：第2次さいたま市がん対策推進計画

【施策の方向（目標）】

がんに関する正しい知識の普及や生活習慣の改善をはじめ、がんを予防するための取組を推進するとともに、がんの早期発見のため、がん検診の普及啓発に努め、がん検診・精密検査の受診率及び検診の精度管理の向上を図ります。また、がん患者とその家族の希望を尊重し、ニーズに合った治療が受けられるよう、がん診療連携拠点病院を中心とした医療体制の充実、強化を図ります。さらに、がん患者とその家族が質の高い療養生活を送れるように関係機関との連携を図ります。

【主な取組及び内容】

■がん予防と早期発見の推進

がんに関する正しい知識、禁煙等の適切な生活習慣の獲得・維持の必要性やがん検診の有効性を市民に理解してもらうための普及啓発を進めるとともに、効果的な受診勧奨を行い、がん検診の受診率の向上を図ります。また、検診の精度管理に取り組みます。

〈実施主体：市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等〉

■がん診療連携拠点病院を中心とした医療体制の推進

圏域内に3か所ある、がん診療連携拠点病院において、専門的ながん医療を提供するとともに、早期から退院後の生活を見据えた調整を行い、病病連携、病診連携、薬薬連携を進め、地域全体で切れ目のない医療を提供します。

〈実施主体：医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関〉

■多様な世代のがん患者とその家族の療養生活の質の向上

安心して療養生活が送れるよう、がん患者とその家族が抱えている、身体・精神・社会・心理的苦痛を和らげるよう、相談支援の充実を図ります。また、療養生活の質を向上するため、医療、福祉及び介護との連携を図るとともに、ライフステージに合わせた支援を進めます。

〈実施主体：市、医師会、薬剤師会、医療機関〉

さいたま保健医療圏

		【圏域の基本指標】	[県値]
①人口総数	1,324,025 人		
②人口増減率 (H27～R2)	4.8%	[1.1%]	
③年齢3区分別人口			
0～14歳	168,805 人 (13.0%)	[12.0%]	
15～64歳	821,211 人 (63.4%)	[60.8%]	
65歳～	304,992 人 (23.6%)	[27.1%]	
④出生数 (人)	9,720		
⑤出生率 (人口千対)	7.3	[6.4]	
⑥死亡数 (人)	11,987		
⑦死亡率 (人口千対)	9.0	[10.5]	
保健所	さいたま市保健所		
圏域 (市町村)	さいたま市		

※基本指標について：①～③ 令和2年国勢調査（令和2年10月1日時点）参照
④～⑦ 令和3年人口動態総覧（令和3年12月31日時点）参照

取組名 精神疾患医療

【現状と課題】

全国の精神疾患患者数は近年増加しており、本圏域でも例外ではありません。主な原因として、社会環境の複雑多様化による精神的ストレスの増大や様々な心の健康問題が挙げられます。中でも、うつ病や依存症等の精神疾患は自殺の危険性を高める要因と言われており、自殺者数も新型コロナウイルス感染症を始めとする社会環境の変化に伴い、令和2年に増加へ転じて以降高止まりの状況です。

また、認知症患者についても毎年千人程度の規模で増加しており、令和7年度には3.6万人を超える見通しです。患者本人と介護する家族の負担軽減が必要であるとともに、認知症患者の早期発見と対応、医療と介護のみならず、地域全体が連携を図ることにより在宅生活の支援を行うことが、引き続き必要といえます。

このため、精神疾患になっても住み慣れた地域での生活を続けられるよう、若年層から精神疾患に対する知識の普及や、ライフステージに応じた精神保健医療資源を充実させ、精神障害者も地域で包括的に支援する体制を整備することが必要です。

さらに、精神疾患と身体疾患を同時に有する方への対応の充実については、引き続き本圏域の課題であり、双方の医療の連携強化を図る必要があります。

■市の関連計画：第3次さいたま市自殺対策推進計画

【施策の方向（目標）】

心の健康問題を早期に発見し、適時適切に必要な医療や相談につなぐことができるよう、精神疾患に対する正しい知識の普及や相談・訪問支援体制の充実を図ります。また、必要な時にいつでも適切な精神科医療が受けられるよう、精神科医療体制の充実や連携強化を図ります。

認知症患者については、その家族の負担を軽減するため、医療、介護及び福祉の連携体制の強化を図ります。また、認知症の予防、早期診断及び早期対応はもとより、医療、介護及び福祉の連携体制の強化を図り、地域全体で支援する体制を構築します。さらに、精神疾患と身体疾患を同時に有する方の対応に向けて、双方の医療の連携強化を図ります。

【主な取組及び内容】

■こころの健康

多様な世代が抱える様々な心の問題に対し、相談支援の充実を図るとともに、自殺予防に関する普及啓発を実施します。

〈実施主体：市、看護協会〉

■精神医療対策の充実と地域ケアの推進

精神科救急医療体制整備事業のさらなる強化を図るとともに、様々な原因による精神障害者が精神疾患の再発と悪化を予防しながら、地域社会の一員として安心して自分らしい生活を送ることができる体制の構築を推進します。

〈実施主体：市、教育委員会、医師会、医療機関〉

■認知症疾患対策

認知症の予防、早期診断及び早期対応を推進するとともに、認知症患者が住み慣れた地域で生活できるよう、また、患者本人と介護する家族の負担を軽減させるため、医療と介護・福祉をはじめとする地域全体による支援体制の強化を推進します。

〈実施主体：市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、
地域包括支援センター等〉

さいたま保健医療圏

		【圏域の基本指標】	【県値】
		①人口総数 1,324,025 人	
②人口増減率 (H27～R2) 4.8%		[1.1%]	
③年齢3区分別人口			
0～14歳 168,805人 (13.0%) [12.0%]			
15～64歳 821,211人 (63.4%) [60.8%]			
65歳～ 304,992人 (23.6%) [27.1%]			
④出生数 (人) 9,720			
⑤出生率 (人口千対) 7.3 [6.4]			
⑥死亡数 (人) 11,987			
⑦死亡率 (人口千対) 9.0 [10.5]			
保健所	さいたま市保健所		
圏域 (市町村)	さいたま市		

※基本指標について：①～③ 令和2年国勢調査（令和2年10月1日時点）参照
④～⑦ 令和3年人口動態総覧（令和3年12月31日時点）参照

取組名 親と子の保健対策

【現状と課題】

本圏域では、平成27年以降9年連続して0歳児から14歳児の転入超過数が全国で1位となっていますが、出生数や子を有する一般世帯数は減少しており、人口の自然増を下支えするための戦略的な少子化対策は重要です。誰一人取り残さない安心して子育てできる環境づくりを進め、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が必要となります。

近年の社会情勢において、少子化に加え、核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中、すべての妊婦・子育て家庭が安心して、出産・子育てができるよう、妊娠期から切れ目のない支援の充実が必要です。

そのためには、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及、こども家庭センター等における相談支援や産後ケア事業の拡充を図る等、思春期、妊娠・出産等の各ライフステージに応じた支援の充実が必要となります。

また、子育て世代に選ばれる都市であり続けるため、子どもの疾病や障害等の早期発見・早期治療に努めるほか、専門的・社会的な多面的に支援を必要とする子供や家族を含め、未来を担うすべての子どもが健やかに成長できる環境

整備も重要となります。

■市の関連計画：第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）
プラン

【施策の方向（目標）】

妊娠前から妊娠期・出産期等のライフステージごとに生じる不安を解消するため、相談等による支援の充実を図るとともに、産後の心身に係るケアや育児における経済的サポートの支援を行います。

また、新生児の疾病等の早期発見・早期治療につなげる支援を実施するほか、医療等の専門的知識や技術を必要とする子どもとその家族を含め、未来を担うすべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進し、妊娠・出産期、乳幼児期から青年期に至るまで切れ目のない支援を推進します。

【主な取組及び内容】

■妊娠期からの親と子の健康づくり支援

妊娠に関する正しい知識の普及、妊娠・出産に関し様々な不安を解消するための相談支援や産後ケア事業の拡充を図るとともに、子どもの疾病を早期に発見し、早期治療につなげるための検査等の充実を図ります。

〈実施主体：市、医師会、薬剤師会、医療機関等〉

■専門的な技術・知識が必要な子ども・家庭への支援の充実

医療的ケア児保育支援センターの設置・運営を通し、未就学の医療的ケア児や家族への相談支援を実施するほか、医療的ケア児受け入れ施設等に対する研修等を支援します。

〈実施主体：市〉